



人事・労務に役立つ NEWS LETTER
B's 事務所通信

発行:社会保険労務士法人びいづろうむ

〒466-0023 名古屋市昭和区石仏町1丁目33

TEL 052-753-4866 FAX 052-753-4867 e-mail info@b-z.jp 通巻No.188

10
2025

重要改正 要確認

令和7年度の地域別最低賃金の改定状況—すべての都道府県で出揃う！

令和7年度の地域別最低賃金について、各地方最低賃金審議会での答申が出揃い、その結果が厚生労働省から公表されました。今年度は、発効時期が遅いところもありますので、発効年月日とともに、最寄りの地域の地域別最低賃金の額をご確認ください。

令和7年度の地域別最低賃金の改定状況の一覧…

都道府県名	最低賃金時間額 ()は前年度	発効年月日*	都道府県名	最低賃金時間額 ()は前年度	発効年月日*	■ は改定あり (すべての都道府県で改定)
北海道	1075円(1010円)	令和7年10月4日	滋賀	1080円(1017円)	令和7年10月5日	
青森	1029円(953円)	令和7年11月21日	京都	1122円(1058円)	令和7年11月21日	
岩手	1031円(952円)	令和7年12月1日	大阪	1177円(1114円)	令和7年10月16日	
宮城	1038円(973円)	令和7年10月4日	兵庫	1116円(1052円)	令和7年10月4日	
秋田	1031円(951円)	令和8年3月31日	奈良	1051円(986円)	令和7年11月16日	
山形	1032円(955円)	令和7年12月23日	和歌山	1045円(980円)	令和7年11月1日	
福島	1033円(955円)	令和8年1月1日	鳥取	1030円(957円)	令和7年10月4日	
茨城	1074円(1005円)	令和7年10月12日	島根	1033円(962円)	令和7年11月17日	
栃木	1068円(1004円)	令和7年10月1日	岡山	1047円(982円)	令和7年12月1日	
群馬	1063円(985円)	令和8年3月1日	広島	1085円(1020円)	令和7年11月1日	
埼玉	1141円(1078円)	令和7年11月1日	山口	1043円(979円)	令和7年10月16日	
千葉	1140円(1076円)	令和7年10月3日	徳島	1046円(980円)	令和8年1月1日	
東京	1226円(1163円)	令和7年10月3日	香川	1036円(970円)	令和7年10月18日	
神奈川	1225円(1162円)	令和7年10月4日	愛媛	1033円(956円)	令和7年12月1日	
新潟	1050円(985円)	令和7年10月2日	高知	1023円(952円)	令和7年12月1日	
富山	1062円(998円)	令和7年10月12日	福岡	1057円(992円)	令和7年11月16日	
石川	1054円(984円)	令和7年10月8日	佐賀	1030円(956円)	令和7年11月21日	
福井	1053円(984円)	令和7年10月8日	長崎	1031円(953円)	令和7年12月1日	
山梨	1052円(988円)	令和7年12月1日	熊本	1034円(952円)	令和8年1月1日	
長野	1061円(998円)	令和7年10月3日	大分	1035円(954円)	令和8年1月1日	
岐阜	1065円(1001円)	令和7年10月18日	宮崎	1023円(952円)	令和7年11月16日	
静岡	1097円(1034円)	令和7年11月1日	鹿児島	1026円(953円)	令和7年11月1日	
愛知	1140円(1077円)	令和7年10月18日	沖縄	1023円(952円)	令和7年12月1日	
三重	1087円(1023円)	令和7年11月21日	全国加重平均	1121円(1055円)	—	

※ 発効年月日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性があります。

★これだけ大幅な引き上げなので、最低賃金割れが増えることが懸念されています。月給制の場合、所定のルールにより時給換算して、最低賃金額と比較する必要がありますので注意が必要です。不安であれば、気軽にご相談ください。

要確認

地域別最低賃金の大幅な引き上げを見据え「業務改善助成金」を拡充(厚労省)

令和7年度の地域別最低賃金の大幅な引き上げを受けて、厚生労働省等から、「業務改善助成金」を拡充するとのお知らせがありました(令和7年9月5日から拡充)。そのポイントを確認しておきましょう。

業務改善助成金の対象となる事業者の拡大等(内閣官房・厚労省・経産省資料)

概要

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行う中小企業に対し、その費用の一部を助成。

より多くの中小企業が活用できるよう、業務改善助成金の対象事業者の範囲を拡充。

具体的には、事業場内最低賃金が、改定後の地域別最低賃金未満までの事業者が、地域別最低賃金の改定日の前日までに、賃金を引き上げる場合も、助成を受けることを可能とする。

事業の詳細は[こちら](#)

【上限等】上限:30~600万円(賃金引上額・人数が多いほど大)

【助成率】3/4(事業場内最低賃金が1,000円以上)又は4/5(事業場内最低賃金が1,000円未満)



(最終ページへ続く)

「G ビズポータル（事業者ポータル）」のリリース準備が進められています

◆ 「G ビズポータル（事業者ポータル）」とは？

事業者負担を軽減するため、政府は行政手続きの完全デジタル化を進めていますが、現状では e-Gov 電子申請や雇用関係助成金の「助成金ポータル」、労働保険の電子申請特設サイトなど様々なシステムがあります。

こうしたシステムの総合窓口として、「G ビズポータル（事業者ポータル）」のリリース準備が進められています。

◆ どんな機能が提供される？

デジタル庁の資料によれば、G ビズポータルにはG ビズ ID を使ってログインした後、連携先の各電子申請システムに繋がって手続きを進められるようにするとされています。

さらに、クラウド上でファイルの閲覧ややり取りができる「電子ロッカー機能」が提供され、手続きを代行する社会保険労務士等の士業者に渡す書類のやり取りが、紙の書類やメールの添付ファイルによらずに安心してできるようになるとされています。

◆ リリース予定はいつ？

2026 年 2 月頃には基本機能を備えたアルファ版がリリースされ、機能改善などをを行いながら 2026 年 9 月に改善版、2027 年 3 月にベータ版をリリース予定とされています。

◆ G ビズ ID も機能拡充予定

利便性アップのため、2025 年度中に G ビズ ID の機能拡充が行われる予定です。士業者に手続きを委任する場合、現状では事業者から委任を開始しなければなりませんが、士業者からでもできるようにし、担当者は自ら委任をしなくても済むようになります。

また、委任範囲を細かく設定できるようになり、手続きごとの設定もできるようになる予定です。

【デジタル庁「事業者のデジタル化等に係る関係省庁等連絡会議（第8回）】

<https://www.digital.go.jp/councils/private-business-dx/578b4dd0-db54-44da-9850-d76a6248c27f>

日本年金機構から公表された 19 歳以上 23 歳未満の被扶養者認定要件 変更の案内と Q & A

◆ 被扶養者認定における年間収入要件の変更

令和 7 年度税制改正において、19 歳以上 23 歳未満の親族等を扶養する場合における特定扶養控除の要件の見直し等が行われました。これを踏まえ、扶養認定を受ける者（被保険者の配偶者を除く）が 19 歳以上 23 歳未満である場合の年間収入要件の取扱いが変わり、日本年金機構のホームページでは、変更内容の案内や Q & A を公表しています。

◆ 19 歳以上 23 歳未満の年間収入要件が「150 万円未満」に

扶養認定日が令和 7 年 10 月 1 日以降で、扶養認定を受ける者が 19 歳以上 23 歳未満の場合は、現行の要件である「年間収入 130 万円未満」が「年間収入 150 万円未満」に変更になります。「年間収入要件」以外の要件に変更はありません。

年齢要件（19 歳以上 23 歳未満）は、扶養認定日が属する年の 12 月 31 日時点の年齢で判定されます。

◆ Q & A

日本年金機構の Q & A では、以下のようなことが示されています。

- ・あくまで年齢によって判断され、学生であることの要件は求めない。
- ・年間収入が 150 万円未満かどうかの判定は、従来と同様の年間収入の考え方により判定される。具体的には、認定対象者の過去の収入、現時点の収入または将来の収入の見込みなどから、今後 1 年間の収入を見込むこととなる。
- ・令和 7 年 10 月 1 日以降の届出で、令和 7 年 10 月 1 日より前の期間について認定する場合、19 歳以上 23 歳未満の被扶養者にかかる年間収入の要件は 130 万円未満で判定する。

同内容は従業員への周知も必要になりますので、よく確認しておきましょう。

【日本年金機構「19 歳以上 23 歳未満の方の被扶養者認定における年間収入要件が変わります】

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2025/202508/0819.html>

出生後休業支援給付および育児時短就業給付の利用状況について

厚生労働省から「雇用保険制度の主要指標」が公開され、雇用保険法の改正により令和7年4月から新設された出生後休業支援給付および育児時短就業給付の受給者数と支給金額が明らかとなりました。

◆出生後休業支援給付金とは

共働き・共育てを推進するため、子の出生直後の一定期間に、両親ともに（配偶者が就労していない場合などは本人が）14日以上の育児休業を取得した場合に、最大28日間支給します。

支給額は、原則として休業開始時賃金日額の13%相当額を、休業期間の日数分（28日が上限）です。育休中は健康保険料・厚生年金保険料が免除され、育児休業給付金は非課税のため、出生時育児休業給付金または育児休業給付金で支給される休業開始時賃金日額の67%と併せて手取り10割相当の給付となります。

◆育児時短就業給付金とは

仕事と育児の両立支援の観点から、育児中の柔軟な働き方として時短勤務制度を選択しやすくすることを目的に、2歳に満たない子を養育するために時短勤務（以下「育児時短就業」といいます。）した場合に、育児時短就業前と比較して賃金が低下するなどの要件を満たすときに支給する給付金です。

支給額は、原則として育児時短就業中の各月に支払われた賃金額の10%相当額です。

◆出生後休業支援給付の受給者数と支給金額

- ・4月：125人／2,941,000円
- ・5月：3,842人／129,876,000円
- ・6月：11,379人／411,681,000円

◆育児時短就業給付の受給者数と支給金額

- ・4月：-/-
- ・5月：840人／11,144,000円
- ・6月：14,369人／292,963,000円

※育児時短就業給付については、初回の支給申請が令和7年5月以降に行われるため、令和7年4月の支給実績はありません。

申請する可能性がある場合に備え、制度の理解や書類の整備を進めておきましょう。

【厚生労働省「2025年4月から「出生後休業支援給付金」を創設しました】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001372778.pdf>

【厚生労働省「2025年4月から「育児時短就業給付金」を創設しました】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001394846.pdf>

【厚生労働省「雇用保険制度の主要指標】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/001542938.pdf>

「こころの耳の相談窓口」がリニューアルされました

◆電話、SNS、メールでの相談が利用可能に

厚生労働省は「働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」」の「こころの耳の相談窓口」をリニューアルし、電話、SNS、メールでの相談が利用できるようになりました。

「こころの耳の相談窓口」は、働く人やその家族、企業の人事労務担当者を対象に、メンタルヘルス不調やストレスチェック制度、過重労働による健康障害の防止対策などについての困りごと、悩みなどを相談することができます。

各相談窓口の特徴について紹介していきます。

◆働く人の「こころの耳電話相談」

電話相談は、平日17時～22時、土曜日・日曜日10時～16時（祝日、振替休日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く）に実施しています。それ以外の時間は、自動応答メッセージが流れます。

◆働く人の「こころの耳SNS相談」

「電話ではうまく話せない」「電話で相談することが難しい状況」などの場合、SNSで相談できます。相談にはLINEアプリの当相談窓口のアカウントへの「友だち登録」が必要です。受付は、電話相談の30分前までとなっています。

◆働く人の「こころの耳メール相談」

相談内容を文章にしてまとめて伝えたいなどの場合には、メールで相談することができます。「ご相談の前に」・「利用規約」の同意のチェックボックスにチェックをして、メール相談専用フォームに入力することができます。メールは24時間受け付けていますが、祝日、年末年始は対応を行っていません。

◆相談する際の注意事項

各相談窓口を利用する前には利用規約を読み、同意する必要があります。また、医療の是非の判断などの医療行為にあたる内容や法律や税務等の専門的知識を必要とする相談、公的扶助や社会保険、各種給付金などの適用や待遇などについては対応できませんのでご注意ください。

各相談窓口の詳しい利用方法については以下のサイトをご確認ください。

【厚生労働省「こころの耳 相談窓口】

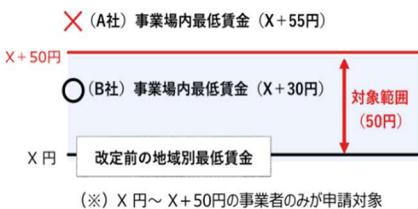
<https://kokoro.mhlw.go.jp/soudan/>

1) 対象事業者の拡大

現行

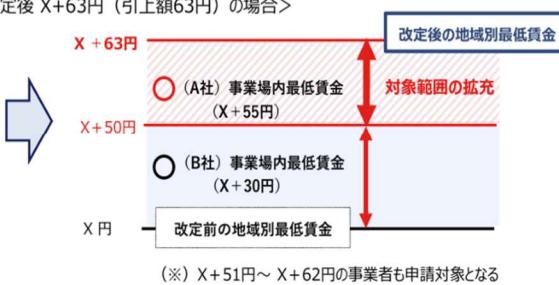
事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内の事業者が対象

<例: 地域別最低賃金が改定前 X 円、改定後 X+63円(引上額63円)の場合>



拡充

事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金未満までの事業者が対象



★令和7年度の地域最低賃金の大幅な引き上げについて、政府は、「対応していただく中小企業の皆様、小規模事業者の皆様を、強力に後押ししていく」としていますが、その代表的な支援策が、この「業務改善助成金」の拡充です。まずは、令和7年度の改定に伴い、地域別最低賃金未満の社員(最低賃金割れの

2) 申請手続きの簡略化

現行

賃上げ前に、賃上げ計画の提出・審査が必要

拡充

賃上げ計画の事前提出を省略可能とする

社員)が出てくるかどうかを確認し、最低賃金割れの社員が出てくるようでしたら、「業務改善助成金」をはじめとする政府の支援策の活用を考えてみましょう。その際には、ひと声お掛けください。アドバイス等をさせていただきます。

要確認

「令和7年分 年末調整のしかた」を公表(国税庁)

国税庁から、「令和7年分 年末調整のしかた」が公表されました。変更点を含め、年末調整の手順などを今一度確認するためにも、今回公表された「令和7年分 年末調整のしかた」を、早めにチェックしておきましょう。

-----「令和7年分 年末調整のしかた」のトップページ-----

令和7年分
年末調整のしかた

本年の年末調整においては、基礎控除の見直し等にご注意ください!
次のような見直し等が行われています。

- ▶「基礎控除」や「給与所得控除」の見直し
- ▶「扶養親族等の所得要件」の改正
- ▶「特定親族特別控除」の創設

また、通勤手当に係る非課税限度額の改正が行われる場合には、年末調整での対応が必要となることがあります。

最新情報は「年末調整がよくわかるページ」をご覧ください!

国税庁ホームページには、「年末調整がよくわかるページ」を掲載しています。
このページには、年末調整の手順等を解説した動画やパンフレット、扶養控除等申告書などの各種申告書、従業員向けの説明用リーフレットや各種申告書の記載例など年末調整の際に役立つ情報を掲載していますので、ご活用ください。
なお、動画による説明は、YouTubeにも掲載していますので、ご活用ください。
※ 令和7年分の各種控除額につきましては、令和7年10月頃に掲載いたします。

年末調整がよくわかる

トップページにも書かれていますが、本年の年末調整においては、基礎控除の見直し等にご注意ください!

※今回は、令和7年8月7日に令和7年人事院勧告が行われ、令和7年4月1日以降の措置内容として自動車などの交通用具使用者に対する通勤手当の額の引き上げが勧告されました。これを受け、令和7年4月1日にはかのぼって通勤手当に係る非課税限度額が改正される場合には、年末調整での対応が必要となることがあります。

★他の関係資料(「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」など)のほか、パンフレットなどをまとめて公表する「年末調整がよくわかるページ(令和7年分)」については、10月頃公開予定とされています。

通勤手当に係る非課税限度額の改正の動向も含め、新たな情報が公表されましたら、隨時お伝えします。



10/1	● 改正育児介護休業法施行(育児期の柔軟な働き方を実現するための措置等)
10/10	● 9月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
10/31	● 9月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ● 8月決算法人の確定申告と納税・2026年2月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで) ● 労働者死傷病報告書の提出(休業4日未満の7月～9月分の労災事故について) ● 労働保険料の納付(延納第2期分)



◆あとがき◆ 「暑さ寒さも彼岸まで」は今年はないのかなと思っていましたが、らしい気配にはなってきました。彼岸花を楽しむこともできました。さあ、年末に向けての諸々がスタートです。あっという間の3ヶ月でしょうが、全社一丸で乗り切っていきたいと思います。(佐藤)